



埼玉県報

第 2977 号
平成 30 年(2018 年)
2 月 16 日
金曜日

目次

告示

- 自衛官の募集に関する告示（地域政策課）
- 認定特定非営利活動法人の認定の失効に係る公告（共助社会づくり課）
- 和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 九郷阿保領用土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 神川町土地改良区の役員退任届（本庄農林振興センター）
- 保安林の指定の解除予定（森づくり課）
- 保安林の指定施業要件の変更予定（森づくり課）
- 新座都市計画道路の変更（都市計画課）
- 県道練馬所沢線の供用の開始（川越県土整備事務所）
- 一般国道 140 号の供用の開始（秩父県土整備事務所）
- 一般国道 125 号の区域の変更（杉戸県土整備事務所）
- 開発行為に関する工事の完了公告（川越建築安全センター）
- 埼玉県新三郷浄水場で使用する電気の調達に関する入札公告（水道管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）

正誤

- 埼玉県告示第 59 号中訂正（森づくり課）

告示

埼玉県告示第百十九号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第百十四条、第百七条及び第百十八条の規定により、自衛官の募集について次のとおり告示する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 募集種目

自衛官候補生

二 応募資格

イ 採用予定月の一日現在において年齢十八歳以上二十七歳未満の日本国籍を有する者

ロ 自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第三十八条第一項に規定する欠格事由に該当しない者

三 採用試験の方法

イ 筆記試験（国語、数学、社会及び作文）

ロ 口述試験

ハ 適性検査

ニ 身体検査

四 募集期間

平成三十年二月二十日（火）から平成三十年二月二十六日（月）まで

五 入隊時期（採用予定月）

平成三十年三月下旬から四月上旬

六 試験期日並びに試験場の位置及び名称

イ 試験期日

平成三十年三月四日（日）

平成三十年三月五日（月）

ロ 試験場の位置及び名称

埼玉県狭山市稲荷山二丁目三番地

航空自衛隊入間基地

七 応募者の受付

各市役所、各町村役場並びに自衛隊埼玉地方協力本部（埼玉県さいたま市浦和区常盤四丁目十一番十五号浦和地方合同庁舎三階 電話〇四八―八三一―六〇四三）及び各地域事務所において受け付ける。

八 各地域事務所の位置及び名称

イ 埼玉県さいたま市大宮区桜木町二丁目三百七十六番地MS―1ビル二階
自衛隊埼玉地方協力本部さいたま地域事務所

(電話〇四八―六五一―二四二〇)

ロ 埼玉県所沢市西所沢一丁目九番十九号鹿島屋ビル三階

自衛隊埼玉地方協力本部入間地域事務所

(電話〇四―二九二三―四六九一)

ハ 東京都練馬区大泉学園町陸上自衛隊朝霞駐屯地内

自衛隊埼玉地方協力本部朝霞地域事務所

(電話〇四八―四六六―四四三五)

ニ 埼玉県熊谷市筑波三丁目九十番地一国際ビル二階

自衛隊埼玉地方協力本部熊谷地域事務所

(電話〇四八―五二二―四八五五)

ホ 埼玉県秩父市宮側町三番地三

自衛隊埼玉地方協力本部秩父地域事務所

(電話〇四九四―二二―六一五七)

告示

埼玉県告示第百二十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十七条第一項の規定により、認定特定非営利活動法人の認定が失効したので、同条第二項の規定により公示する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上田清司

一 名称

特定非営利活動法人とさき

二 代表者の氏名

太田原 秀義

三 主たる事務所及びその他の事務所の所在地

イ 主たる事務所の所在地

埼玉県上尾市大字戸崎三百八十四番地一

ロ その他の事務所の所在地

埼玉県上尾市大字戸崎三百八十五番地一

四 失効日

平成三十年二月十四日

告 示

埼玉県告示第百二十一号

和光市から和光都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、九郷阿保領用水土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	清 水 雅 之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二

告 示

埼玉県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、
神川町土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり
届出があつた。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

職名	氏 名	住 所
理事	清 水 雅 之	埼玉県児玉郡神川町大字八日市二十九番地十二

告 示

埼玉県告示第百二十四号

次のように保安林の指定を解除する予定であるから、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の二第一項の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 解除に係る保安林の所在場所
埼玉県入間市大字新光二〇八から二一〇まで、二一五
- 二 保安林として指定された目的
耕地の防風
- 三 解除の理由
指定理由の消滅

告 示

埼玉県告示第百二十五号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
埼玉県飯能市（次の図に示す部分に限る。）
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - イ 立木の伐採の方法
 - （一） 次の森林については、主伐は、択伐による。
飯能市（次の図に示す部分に限る。）
 - （二） その他の森林については、主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （三） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （四） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。
 - （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び飯能市役所に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第百二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、新座都市計画道路を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県川越県土整備事務所長告示第四号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県川越県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県川越県土整備事務所長 大 島 利 彦

<p>路 線 名</p>	<p>練馬所沢線</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>所沢市大字下安松字上横道北一五〇一番 地先から同市東所沢和田二丁目三五番一 地 先まで</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十六日</p>
<p>備 考</p>	<p>歩道整備事業による。 平成二十九年四月四日埼玉県川 越県土整備事務所長告示第十一 号で告示した道路予定区域の供用 開始である。 延長六九・三〇メートル</p>

告 示

埼玉県秩父県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県秩父県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県秩父県土整備事務所長 森 田 好 一

<p>路 線 名</p>	<p>百 四 十 号</p>
<p>供用開始の区間</p>	<p>秩父市蒔田字高橋二五九六番三地从 から 同市蒔田字高橋二五七六番一地先 で （ただし、関係図面に表示する部分 に限る。）</p>
<p>供用開始の期日</p>	<p>平成三十年二月十九日 （午前八時三十分）</p>
<p>備 考</p>	<p>平成二十九年六月 三十日付け埼玉県 秩父県土整備事務 所長告示第十六号 で告示した道路予 定区域の一部供用 開始である。 延長二四四・三二 メートル</p>

告 示

埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成三十年二月十六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成三十年二月十六日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 百二十五号
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
先まで	久喜市佐間字古堤一七五二番一地从 から同市佐間字古堤一七五五番一 地	区 間
二一・五七 四二・九六	一七・七八 四〇・九五	敷地の幅員 (メートル)
七二・三五		延長 (メートル)
道路改良工事である。		備 考

告 示

埼玉県川越建築安全センター所長告示第九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成三十年二月十六日

埼玉県川越建築安全センター所長 高橋 浩行

一 許可番号

平成二十九年九月二十六日

指令川建セ第二九〇〇一六〇号

二 検査済証番号

平成三十年二月九日

川建セ第二九〇〇四五号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県比企郡滑川町大字羽尾字西ノ谷三千七百七十五番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県比企郡滑川町大字月輪六十番地二 ハイムユウアイB二〇一

黒澤 博俊

告 示

埼玉県公営企業告示第九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成三十年二月十六日

埼玉県公営企業管理者 立川 吉朗

1 調達内容

(1) 調達案件名及び予定数量

埼玉県新三郷浄水場で使用する電気
予定使用電力量 46,421,000 キロワット時

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書、仕様書及び契約書案（以下「入札説明書等」という。）による。

(3) 供給期間

平成 30 年 5 月 1 日（火）から平成 31 年 8 月 31 日（土）まで

(4) 需要場所

埼玉県三郷市南蓮沼 1 埼玉県新三郷浄水場

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送による入札も認める。

入札者は、契約電力に対する単価（キロワット単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）及び使用電力量に対する単価（キロワット時単価。小数点以下を含むことができる。消費税額及び地方消費税額を含む。同一月においては単一のものとする。）を設定する。

本契約は契約単価を定める契約であるが、入札に当たっては、設定した単価を根拠とし、発注者が提示する契約電力及び予定使用電力量に対する 16 か月間分の総価（以下「予定総額」という。）を算出する。

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった予定総額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成 28 年埼玉県公営企業告示第 53 号）に基づき、業務区分「物品の販売」の A 等級又は B 等級に格付された者で、営業品目が「大分類：燃料類、小分類：電力」に登録された者であること。

(3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の

申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法第 41 条の規定による更生手続開始決定又は民事再生法第 33 条の規定による再生手続開始決定を受けている者を除く。

- (4) 埼玉県公営企業財務規程（昭和 39 年公営企業管理規程第 5 号。以下「財務規程」という。）第 120 条の規定により埼玉県企業局の一般競争入札に参加させないとされた者でないこと。
- (5) 国又は地方公共団体において電力調達に係る指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (7) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。
- (8) 電気事業法等の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 72 号）施行後の電気事業法第 2 条第 1 項第 3 号に規定する小売電気事業者の登録を受けた者又は同法附則第 2 条第 1 項により同法第 2 条の 2 の登録を受けたものとみなされる者であること。
- (9) 上記 1 (1) の予定使用電力量の供給ができる能力を有する者であり、平成 28 年 4 月 1 日から公告日までの期間に同種同規模程度（1 年間あたり 24,400,000 キロワット時）以上の供給を 1 年間以上行った実績があること。
- (10) 二酸化炭素排出係数及び環境負荷低減に関する取組状況等について、入札説明書に記載する基準を満たす者であること。
- (11) その他入札説明書に記載する事項を満たす者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所並びに問合せ先

〒341-0028 埼玉県三郷市南蓮沼 1

埼玉県新三郷浄水場総務部総務担当

電話 048-953-6565

電子メールアドレス q536565@pref.saitama.lg.jp

- (2) 入札説明書等の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する（事前に電話により連絡すること。）。

(3) 入札書受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を使用する場合

平成 30 年 3 月 26 日（月）午前 10 時から平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 3 時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送し、又は持参する場合

平成 30 年 3 月 26 日（月）午前 10 時から平成 30 年 3 月 28 日（水）午後 3 時まで（必着）

なお、入札書の郵送は書留郵便とすること。

(4) 開札の場所及び日時

埼玉県新三郷浄水場 平成 30 年 3 月 29 日（木）午前 10 時

4 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった予定総額に入札保証金の率（100 分の 5 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 123 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、予定総額に契約保証金の率（100 分の 10 以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第 110 条第 2 項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札への参加を希望する者は、入札説明書に示す必要な書類を次のいずれかの方法で平成 30 年 3 月 2 日（金）午後 3 時までに提出し、競争入札参加資格の確認を得なければならない。また、入札事務の担当者から、提出した書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

ア 「埼玉県電子入札共同システム」により確認申請する。

イ 紙媒体の書類を 3(1)の提出場所に書留郵便にて郵送し、又は持参する。

(4) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

ア 財務規程第 127 条又は埼玉県公営企業の物品等又は特定役務の調達手続の

特例を定める規程（平成 7 年埼玉県公営企業管理規程第 13 号）第 9 条の規定に該当するもの

イ 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触するもの

ウ その他入札に関する条件に違反したもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第 124 条の規定に基づいて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 支払条件

発注者埼玉県企業局は、適法な代金請求書を受理した日から 30 日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(9) その他

詳細は、入札説明書等による。

なお、本件入札は、対象となる調達に係る平成 30 年度予算が議決されなかったとき又は減額があったときは、調達手続を延期又は停止することがある。

また、平成 31 年度における歳入歳出の当該契約の金額について、減額又は削除があった場合、この契約を変更又は解除することがある。

5 Summary

(1) Nature and quantity of Services Required:

Electricity for use at the Saitama Prefectural Government Shinmisato Water Filtration Plant (estimated kWh:46,421,000 kWh).

(2) Deadline for Submissions:

By electronic bidding system: 3:00 p.m., March 28, 2018

By registered mail: 3:00 p.m., March 28, 2018

(3) Contact Information:

General Affairs Division, Shinmisato Water Filtration Plant, Bureau of Public Enterprise,

Saitama Prefectural Government

1 Minamihasunuma, Misato-shi, Saitama-ken, 341-0028

Tel. 048-953-6565

E-mail q536565@pref.saitama.lg.jp

告 示

埼玉県教委告示第五号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成三十年二月十六日

埼玉県教育委員会教育長 小松 弥生

一 日時

平成三十年二月二十一日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

イ 平成二十九年度埼玉県指定文化財の指定及び指定解除について

ロ その他

正 誤

埼玉県告示第五十九号（平成三十年一月二十六日第二千九百七十一号）中訂正

ページ 行

一 前から七

誤

埼玉県比企郡小川町大字木呂子字栃谷九一九の一

正

埼玉県比企郡小川町大字木呂子字栃谷九一九の一（次の図に示す部分に限る。）

ページ 行

一 前から十一

誤

指定理由の消滅

正

指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を埼玉県庁及び小川町役場に備え置いて縦覧に供する。）